

**2-エチル-6-メチルピラジンに係る食品健康影響評価に関する
審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 平成23年1月20日～平成23年2月18日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 御意見・情報の概要及び添加物専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>資料は良く整理されておりますが、下記のとおり意見をおべ（原文ママ）させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ラットを用いた長期反復投与毒性で、眼毒性の誘発が実験結果として提示されております。本件は感覚への毒性影響として、見逃しがたい重篤な毒性と感じます。 2. 従いまして、遅延性の眼毒性も誘発されるのか否か、28日間の反復投与毒性試験で確認する必要があるものと思いました。 3. 遅延性の眼毒性あるいは感覚毒性（聴覚その他）の誘発が認められた場合は設定濃度を再考する必要があるものと感じたしだいです。 	<p>ご指摘の「ラットを用いた長期反復投与毒性」は、本審議結果（案）中の90日間反復投与毒性試験のことと思慮いたします。</p> <p>本試験では投与期間最終週の眼科学的検査において、水晶体微粒混濁又は水晶体限局性混濁が、対照群の雄1匹、0.343 mg/kg 体重/日投与群の雌雄各1匹及び3.43 mg/kg 体重/日投与群の雄2匹にみられましたが、これらは投与開始前にも観察されていたと報告されています。</p> <p>本専門調査会としても、これらの水晶体微粒混濁及び水晶体限局性混濁については、投与開始前にもみられていたことから毒性変化ではないと判断しています。</p> <p>したがって、ご指摘のような試験での確認の必要はなく、用量設定の見直しの必要もないと考えます。</p>